

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市担い手確保・経営強化支援事業
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	担い手の育成・確保の取組及び農地の集積・集約化の取組を一体的かつ積極的に推進する地域において、地域の担い手が経営発展に意欲的に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入等を支援することで、地域農業の担い手の育成・確保を図るため、担い手確保・経営強化支援事業に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付するもの
補助事業者	①融資主体型補助事業：適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体であって、かつ認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織であること。 ②追加的信用供与補助事業：新潟県農業信用基金協会
補助対象経費	助成対象者が付加価値額の拡大、売上高の拡大又は経営コストの縮減などの自らの農業経営の発展を図るために行う次に掲げる取組であって当該取組の実施に要する経費について、融資を受けるものであることとする。 ・農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等の改良又は取得
類似補助の有無	有
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」の創設に合わせて検討
補助金額（定額、上限、下限等）	①融資主体型補助事業：（上限）事業費の1/2以内、融資額又は融資残額のいずれか低い額（千円未満切捨て）。（法人3,000万円、それ以外の者1,500万円） ②追加的信用供与補助事業：定額
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由 -
補助率等	1/2以下で事業ごとに設定する
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 -
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	認定農業者数：現状：1,129人→R1：1,300人 ○目標に対する費用対効果（計算式） 農業従事者の減少と高齢化が進む中であって、地域農業の将来を担う中心的経営体の経営規模の拡大や農産物の加工・流通・販売等の経営の多角化等の取組を支援することで、農業法人化による経営発展や経営継承の円滑化、個人農家の経営安定や新規就農者確保など、地域の担い手の確保・育成による持続可能な地域農業の確立につながる。 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成31年1月24日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由 -
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ、募集要項等
事業担当（担当部署）	農業政策課 農業企画係
事業担当（電話番号）	0259-63-5117